

がんばるあなたを応援します！



農業支援制度 パンフレット

徳島県農林水産部
令和7年3月版

〈目次〉

目的に応じたいろいろな制度があります！



資金確保(p1、2)

- 経営の改善のための農業用機械・施設の購入・整備をしたい
長期の運転資金が必要 農業近代化資金
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)
経営体育成強化資金
- 技術・作物・加工分野などの新たな取組にチャレンジしたい 農業改良資金
- 農業経営を開始するための農業用機械施設の購入・整備をしたい
立ち上がり資金が必要 青年等就農資金
- 農業近代化資金を借りたときに上乗せで利子補給を受けたい
..... 青年農業士等経営支援資金
- 短期の運転資金が必要 農業経営改善促進資金(スーパーS資金)
- 一時的に悪化した経営の立て直しをしたい 農林漁業セーフティネット資金
経営体育成強化資金

新規就農(p3)

- 新たに農業を始めたい 新規就農者育成総合対策事業(就農準備資金)
新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)
新規就農者育成総合対策事業(経営発展支援事業)

機械・施設導入(p3、4、5)

- 農業用機械・施設を導入したい とくしま農山漁村未来投資事業
農地利用効率化等支援交付金
強い農業づくり総合支援交付金
新基本計画実装・農業機造転換支援事業
産地生産基盤パワーアップ事業
畜産環境対策総合支援事業
園芸産地生産拠点創出事業

経営改善(p5~8)

- 農業における育児支援を受けたい 女性が変わる未来の農山漁村づくり事業
- 畜産・酪農経営に安定して取り組みたい
..... 肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)
肉豚経営安定交付金制度(豚マルキン)
肉用子牛生産者補給金制度

園芸産地において自然災害に備えた取組をしたい

.....園芸産地における事業継続強化対策事業

果樹の改植・新植をしたい.....果樹農業生産力増強総合対策事業

米、麦、大豆等の収入を安定させたい.....経営所得安定対策

主食用米以外の農産物を生産したい.....水田活用の直接支払交付金

価格の低迷による野菜経営への影響を緩和したい.....野菜価格安定制度

農業経営の様々なリスクに備えたい.....農業経営収入保険制度

自然災害による収量減少などに備えたい.....農業共済制度

輸出(p8、9)

農林水産物・食品を輸出したい.....グローバル産地づくり推進事業

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設設備事業

とくしま輸出バリューチェーン構築強化事業

農地保全(p9、10)

地域の農地の保全や有効活用を図りたい.....中山間地域等直接支払制度

多面的機能支払交付金

最適土地利用総合対策事業

鳥獣被害防止対策(p10、11)

野生鳥獣による農作物被害の低減やジビエ利活用を推進したい

.....鳥獣被害防止総合対策交付金

鳥獣被害予防推進事業

うまいよジビエ！供給体制強化事業

環境保全(p11)

環境にやさしい農業や有機農業に取り組みたい.....環境保全型農業支払事業

みどりの食料システム戦略推進交付金

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金

問い合わせ先一覧(p12)

主な農業制度資金一覧

農業制度資金とは、農業者の方が農業経営の安定と発展のために必要な資金を融資する制度です。目的に応じた様々な資金がありますので、ぜひご活用ください。
貸付利率は、現在（令和7年2月20日）時点のもので毎月変動する場合があります。

>>> 資金確保

農業近代化資金

長期・低利

農協・銀行等民間金融機関

農業経営改善のため、施設の取得や改良、機械の購入、長期運転資金などに幅広く利用できる資金です。

借入対象者 農業を営む者（認定農業者、認定新規就農者、主業農業者など）

償還期間等 15年以内（据置期間7年以内）

貸付限度額 個人1,800万円（特認2億円）、法人2億円
農協など15億（大臣が承認した場合はその承認額）

融 資 率 80%（認定農業者及び集落営農組織100%）

貸付利率 1.50%（令和7年2月20日現在）

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

長期・低利

日本政策金融公庫

認定農業者が利用でき、農地や施設、機械を取得したいときなどに幅広く利用できる公庫資金です。

借入対象者 認定農業者

償還期間等 25年以内（据置期間10年以内）

貸付限度額 個人3億円（特認6億円）、法人10億円（特認20億円〔一定の場合〕30億円）

融 資 率 100%

貸付利率 0.95%～1.50%（令和7年2月20日現在）

経営体育成強化資金

長期・低利

日本政策金融公庫

農地や施設、機械の購入、長期運転資金など農業経営改善のための資金（前向き投資資金）と営農負債の償還負担を軽減するための資金（再建整備資金、償還円滑化資金）があります。認定農業者でない担い手が利用できる公庫資金です。

借入対象者 農業を営む者（主業農業者、認定新規就農者）

償還期間等 25年以内（据置期間3年以内）

貸付限度額 [前向き投資資金] 負担額の80%、個人1億5,000万円、法人・団体5億円
[再建整備資金] 個人1,000万円、法人4,000万円
[償還円滑化資金] 経営改善期間中の5年間（特認10年間）に支払われるべき
既往借入金等負債の各年の支払金の合計額

貸付利率 1.50%（令和7年2月20日現在）

農業改良資金

長期・無利子

日本政策金融公庫

農業経営における生産・加工・販売の新部門の開始や、品質・収量の向上、コスト・労働力の削減のための新たな取組に利用できる公庫資金です。

借入対象者 個別法に基づく農業改良資金融通法の特例適用者

償還期間等 12年以内（据置期間3年以内（特例5年以内））

貸付限度額 個人5,000万円、法人・団体1億5,000万円

融 資 率 100%

貸付利率 無利子

青年等就農資金

長期・無利子

日本政策金融公庫

就農にあたっての準備に必要な経費、農業経営を開始する際に必要な施設・機械の整備・購入や運転資金などに使える無利子の公庫資金です。

借入対象者	認定新規就農者
償還期間等	17年以内（据置期間5年以内）
貸付限度額	3,700万円（特認1億円）
融 資 率	100%
貸付利率	無利子

青年農業士等経営支援資金

上乗せ利子補給

農協・銀行等民間金融機関

農業近代化資金の借入の際、県が上乗せで利子補給をする県独自の資金です。金利の軽減が図られます。

借入対象者	県知事が認定する「青年農業士」または「指導農業士」として、担い手の育成や地域農業の振興及び農村活性化などに向けた活動を行う者
貸付限度額	個人1,000万円
償還期間等	農業近代化資金と同じ
貸付利率	実質金利から最大2%を引き下げた金利

農業経営改善促進資金(スーパーS資金)

短期

農協・銀行等民間金融機関

種苗代、肥料代、飼料代、家畜の購入などに利用できる短期運転資金です。

借入対象者	認定農業者
償還期間等	1年
貸付限度額	個人500万円、法人2,000万円
貸付利率	1.65%
融 資 率	100%

農林漁業セーフティネット資金

長期

日本政策金融公庫

農林漁業者が自然災害や社会的・経済的環境変化などにより一時的に経営が悪化したときに利用できる、緊急に対応するための公庫資金です。

借入対象者	認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者など
償還期間等	15年以内（据置期間3年以内）
貸付限度額	600万円（簿記記帳を行っている場合、年間経営の6/12又は粗収益の6/12に相当する額のいずれかの低い額）
融資率	100%
貸付利率	0.95%～1.45%（令和7年2月20日現在）

～債務保証制度のご案内～

農協等から融資を受ける場合、「徳島県農業信用基金協会」がその債務を保証する制度があります。一定金額までは、原則として無担保・無保証人で保証を行います。

借入予定額、他の負債状況等により取扱いは異なりますので、詳しくは融資機関の窓口にお尋ねください。



主な補助事業・支援制度一覧

要件を満たす場合は、各補助事業・支援制度を受けることができます。

新設就農

新規就農者育成総合対策事業〈就農準備資金〉(国補)

県 経営推進課

新規就農に向けて研修を受ける研修生へ資金を交付します。

《ソフト事業要件》

- 対象者** 就農予定時に49歳以下の方
- 交付額** 150万円／人／年（最長2年間）
- 交付要件**
- ・研修終了後に独立・自営就農、雇用就農または親元就農をすること
 - ・県が認めた研修機関（農業大学校等）で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること

新規就農者育成総合対策事業〈経営開始資金〉(国補)

市町村

新たに農業経営を開始する新規就農者に資金を交付します。

《ソフト事業要件》

- 対象者** 49歳以下の認定新規就農者
- 交付額** 150万円／人／年（最長3年間）
- 交付要件**
- ・独立・自営就農する認定新規就農者であること
 - ・経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること

新規就農者育成総合対策事業〈経営発展支援事業〉(国補)

市町村

機械・施設の導入等を行う新規就農者を支援します。

《ハード事業要件》

- 対象者** 49歳以下の認定新規就農者
- 補助対象** トラクター、農業用ハウス等
- 補助率** 3／4以内
- 補助金額の上限** 750万円（経営開始資金の受給者は375万円）
- 交付要件**
- ・独立・自営就農する認定新規就農者であること
 - ・経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること

機械・施設導入

とくしま農山漁村未来投資事業(県単)

県農業支援センター

農林水産業用機械・施設の導入を行う大規模法人から個人までの幅広い経営体を支援します。

《ハード事業要件》

- | | |
|---|--|
| <p>対象者 農林水産業者等が組織する団体、法人、認定農業者、認定新規就農者等</p> <p>補助対象 農業用機械、ハウス等</p> <p>・ <u>企画チャレンジ型（大規模経営体）</u></p> <p>事業実施期間 単年度での事業実施</p> <p>補助率 6／10以内</p> <p>補助金額の上限 3,000万円</p> | <p>・ <u>政策実践型（小規模・個人経営体）</u></p> <p>事業実施期間 単年度での事業実施</p> <p>補助率 1／2または3／10以内</p> <p>補助金額の上限 1,000万円</p> |
|---|--|

農地利用効率化等支援交付金(国補)

市町村

地域が目指すべき農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化等に取り組むときに必要な農業用機械・施設の導入（事業費50万円以上）を支援します。

《事業要件》

対象者	地域計画の目標地図に位置づけられた経営体
補助対象	トラクター、田植機、乾燥機、集出荷施設等
事業実施期間	単年度での事業実施
補助率	融資残額のうち事業費の3/10以内等
補助金額の上限	300万円等

強い農業づくり総合支援交付金(国補)

県農業支援センター

産地の競争力強化を図るため、大ロット流通等に対応し、生産から流通までの一体的な産地の構造改革に必要な施設等の整備（事業費5千万円以上）を支援します。

《ハード事業要件》

対象者	農業者が組織する団体等
補助対象	集出荷施設、低コスト耐候性ハウス等
補助率	1/2以内等
補助金額の上限	20億円

新基本計画実装・農業構造転換支援事業(国補)

県農業支援センター

農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化（事業費5千万円以上）に取り組む産地を支援します。

《ハード事業要件》

対象者	農業者が組織する団体等
補助対象	集出荷施設、乾燥調製施設等
補助率	1/2以内等
補助金額の上限	20億円

産地生産基盤パワーアップ事業(国補)

県農業支援センター

産地の収益性向上を図るため、収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な施設・機械整備を支援します。

《ハード事業要件》

対象者	農業者の組織する団体等
補助対象	集出荷施設等、低コスト耐候性ハウス等
補助率	1/2以内等
補助金額の上限	20億円

畜産環境対策総合支援事業(国補)

県 畜産振興課

持続的な畜産物生産に向けて、畜産環境問題を解決するために必要な家畜排せつ物等畜産バイオマスの利活用に必要なたい肥化施設、たい肥散布機械及びエネルギー利用等に係る共同利用施設・機械の整備を支援します。

《事業要件》

対象者	営農集団／株式会社
事業実施地区	県下全域 1箇所
補助対象	堆肥舎、堆肥発酵施設、乾燥施設、ばっ気槽、汚水処理施設
補助率	定額、1／2

園芸産地生産拠点創出事業(県単)

県農業支援センター

首都圏や海外の消費地ニーズに対応できる園芸産地の新たな生産拠点を創出し、本県農産物の生産力強化を図るため、収益性の高い施設園芸団地の整備を支援します。

《ハード事業要件》

対象者	国の補助事業を活用し、1ha規模の施設園芸団地を整備する農業者団体等
補助対象	野菜、果樹等の栽培施設
補助率	1／6以内
補助金額の上限	2,500万円

経営改善

女性が変わる未来の農山漁村づくり事業(国補)

県 経営推進課

女性ならではの視点による「地域活性化の取組」や「新しい農業ビジネスプラン」へのチャレンジを支援します。

《事業要件》

対象者	農業者等が組織する団体等
補助対象	検討会の開催、イベント等の実施、新商品開発、その他活動に必要な経費
補助率	定額
補助金額の上限	30万円

肉用牛肥育経営安定交付金制度〈牛マルキン〉(県単)

公益社団法人徳島県畜産協会

肉用牛肥育経営安定交付金制度において、生産者（事業加入者）が負担する基金積立金の一部を助成します。

《事業要件》

事業実施主体	公益社団法人徳島県畜産協会
事業加入者	肉用牛を販売する目的で、肉用牛の肥育を業として行っている者、 その他要綱に定める要件を満たす者
県の助成	生産者が負担する基金積立金の1／10以内

肉豚経営安定交付金制度〈豚マルキン〉(県単)

公益社団法人徳島県畜産協会

肉豚経営安定交付金制度において、生産者（事業加入者）が負担する基金積立金の一部を助成します。

《事業要件》

事業実施主体	公益社団法人徳島県畜産協会
事業加入者（対象経営）	耕畜連携及びエコフィードの活用等の取組に努めようとする者
県の助成	生産者が負担する基金積立金の1／4以内

肉用子牛生産者補給金制度(県単)

公益社団法人徳島県畜産協会

肉用子牛生産者補給金制度において、基金積立金の一部を助成します。

《事業要件》

事業実施主体	公益社団法人徳島県畜産協会
事業加入者	肉用子牛の生産者、その他加入要件を満たした者
県の助成	基金積立金の1/4以内

園芸産地における事業継続強化対策事業(国補)

県農業支援センター

自然災害発生に備えて災害に強い産地を形成するため、複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定やBCPの実行に必要な体制整備、BCPの実践に必要な取組を支援します。

《事業要件》

対象者	農業者の組織する団体等
補助対象	事業継続計画の検討、策定（定額） 事業継続計画に基づく災害復旧の取組実証（定額） 既存ハウスの補強、防風ネットの設置（1/2以内）
補助率	定額、1/2以内
交付要件	対象施設は園芸施設共済又は民間保険への加入が必要等

果樹農業生産力増強総合対策事業(国補)

公益社団法人徳島県園芸振興資金協会

【果樹経営支援対策事業】

果樹産地の生産基盤の強化を図るため、果樹の優良品目・品種への転換や小規模園地整備などの経営基盤を強化する取組に要する経費を支援します。

《事業要件》

対象者	産地の担い手であること（産地計画で担い手とされている者） 一カ所あたりの面積要件を満たしている者（例：改植→地続きでおおむね2アール以上）
補助対象	新たな優良な品目・品種への転換のための改植・新植（定額又は1/2以内） 労働生産性の向上が見込まれる省力樹形への改植・新植（定額又は1/2） 園内道の整備や園地の傾斜の緩和（1/2以内）
補助率	定額又は1/2以内

【果樹未収益期間支援事業】

果樹経営支援対策事業において、改植・新植等をした後の収益が得られるまでの期間の栽培管理経費の支援をします。

《事業要件》

対象者	果樹経営支援対策事業で担い手ごとにおおむね2a以上を改植・新植した者
補助率	定額（最大：22万円/10a＝5.5万円/10a×4年分）

経営所得安定対策

地域農業再生協議会

担い手の経営安定を図るため、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するセーフティネット制度と、畑作物における諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する支援を実施します。

- ・収入減少緩和交付金（ナラシ対策）
米、麦、大豆等について、各品目の標準的な価格と比較し、当年産の価格が下落した場合、積立金（農業者と国が1対3で拠出）から補填が行われます。
- ・畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
麦、大豆、そば等について、作付面積や生産量、品質に応じて支援します。

《事業要件》

対象者	認定農業者、集落営農、認定新規就農者
-----	--------------------

水田活用直接支払交付金

地域農業再生協議会

食料自給率・自給力の維持向上を図るため、水田を活用し、飼料用米や地域の振興作物を生産する取組に対して支援を行います。

【戦略作物助成】

飼料用米、米粉用米、加工用米、WCS用稲、麦、大豆、飼料作物の作付面積に応じて支援（支援単価は品目毎に異なります。）

【産地交付金】

地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援

【畑地化促進事業】

高収益作物（野菜、果樹、花き）や麦、大豆による水田の畑地化を支援

【畑作物産地形成促進事業】

実需者との結びつきのもと、高収益作物や麦・大豆等の低コスト生産の取り組む生産者を支援

【コメ新市場開拓等促進事業】

実需者との結びつきのもと、輸出用米や米粉用米（専用品種）の低コスト生産に取り組む生産者を支援

《事業要件》

対象作物については、原則出荷販売を行うこと。

野菜価格安定制度

農協・公益社団法人徳島県園芸振興資金協会

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、対象野菜の市場価格が著しく低下した場合に補給金を交付します。

《制度要件》

加入対象者	指定産地等で対象野菜を生産し、共同出荷組織を通じて対象市場に出荷する農業者等
対象品目	指定野菜（例：春夏にんじん、秋冬だいこん等） 特定野菜（例：えだまめ、ブロッコリー等）

産地収益性向上事業

県 みどり戦略推進課

農業生産資材価格が高止まりする中、将来にわたり園芸産地の維持・発展を図るため、農業者が低コスト生産や高付加価値化等に資する技術を新たに導入する場合に取組面積に応じて支援します。

《事業要件》

対象者	園芸品目（野菜、果樹、花き）を生産する農業者
対象経費	収益性向上に資する技術の新たな導入に要する経費
補助率	定額（露地野菜：1万円/10a、施設野菜、果樹、花き：2万円/10a）

農業経営収入保険制度

徳島県農業共済組合

自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、けがや病気など農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによって収入が減少した場合に、収入を補填し、経営安定を図ります。

《制度要件》

加入対象者	青色申告実績を1年以上有する農業者（個人・法人）
対象品目	農業者が生産する全ての農作物
対象収入	農業者が自ら生産し、販売した農産物の販売金額全体
保険期間	個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間
補填の仕組み	最も手厚い補償の場合、保険期間の農作物による収入が基準収入の9割を下回った場合、下回った額（基準収入の9割－保険期間の収入）の最大9割を補填します。

農業共済制度

徳島県農業共済組合

農業者（個人・法人）を対象に、自然災害による収量減少や園芸施設の被害、また家畜の死亡疾病などが発生した場合に、被害に対して共済金を支払い、経営安定を図ります。

○共済掛金 共済掛金＝共済金額×掛金率

※共済金額や掛金率は各共済とその加入方式により異なります。

※建物共済及び農機具共済以外の共済では共済掛金の最大2分の1が国庫負担となるため、加入者負担は上記により算出した額から国庫負担を除いた額となります。

農作物共済

対象品目 水稻・麦
補償期間 本田移植期（水稻直播・または麦の場合は発芽期）から収穫期まで

家畜共済

対象畜種 牛・馬・豚
補償期間 共済掛金の支払日の翌日から1年間

果樹共済

対象品目 うんしゅうみかん・うんしゅうみかん（樹体）・ゆず・なし・うめ
補償期間 うんしゅうみかん・うめ・なし（申込年の翌年産の果実が対象）
ゆず（申込年の翌々年産の果実が対象）

畑作物共済

対象品目 大豆
補償期間 発芽期から収穫期まで、移植した場合は移植期から収穫期まで

園芸施設共済

対象範囲 ガラス室及びプラスチックハウス、雨よけハウス（一部被覆）、附帯施設・施設内農作物等
補償期間 共済掛金の支払日の翌日から1年間

建物共済

対象範囲 建物・家具類・収納農機具等
補償期間 加入申込書に記載された責任開始日の午後4時から1年間

農機具共済

対象機種 トラクタ・コンバイン等
補償期間 加入申込書に記載された責任開始日の午後4時から1年間

>>> 輸出

グローバル産地づくり推進事業（国補）

農畜水産物等輸出サポートセンター

農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、地域の関係者が一体となった輸出の推進体制を組織化、及び当該推進体制のもと、海外の規制・ニーズに対応するための生産・流通体系への転換を通じた生産から流通・販売まで一気通貫した輸出サプライチェーンの構築を支援します。

《ソフト事業要件》

対象者 都道府県・市町村・農林漁業者・食品製造事業者・輸出事業者等の参画事業者により構成された協議会

補助率 定額

補助対象 事業に係る経費（機械・施設等の整備や不動産の取得は除く）

補助金額の上限 1件あたり3,000万円

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業(国補)

農畜水産物等輸出サポートセンター

輸出を目指す食品製造事業者の方に対して、HACCPなど輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するための、製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備を支援します。

《ハード事業要件》

対象者	食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等
補助率	1 / 2 以内
補助対象	エアシャワー、殺菌機等の衛生管理設備の導入等
交付金の上限額・下限額	1 件あたり 2 5 0 万円～5 億円又は 5 0 0 万円～3 億円

とくしま輸出バリューチェーン構築強化事業

みどり戦略推進課販売・物流支援室

海外展開を目指す意欲ある生産者・事業者や生産者団体に対して、輸出に係る実践的な取組を支援します。

《ソフト事業要件》

対象者	農林漁業者、農林水産関係団体、商工業者、商工関係団体等
補助率	1 / 2 以内
補助対象	海外現地展示会出展費、輸出用商品パッケージデザイン費等
補助金額の上限	1 件あたり 1 0 0 万円

輸出・六次化のご相談はサポートセンターまで

農畜水産物等輸出サポートセンター

新規に輸出へチャレンジしようとする「意欲ある生産者」や、更なる輸出拡大に取り組もうとする「県内事業者」を強力にバックアップするため、「農畜水産物等輸出サポートセンター」を設置し、ワンストップで実践的な輸出サポートを行い、県産品の輸出拡大を推進しています。

◎お問い合わせ

県 農林水産部みどり戦略推進課販売・物流支援室

徳島県農山漁村発イノベーションサポートセンター

農林漁業者の皆様が農山漁村の地域資源を活用した新たな価値を創造する取組を支援するため、「徳島県農山漁村発イノベーションセンターサポートセンター」を設置し、6 次産業化等による農山漁村の活性化を支援しています。

◎お問い合わせ

県 農林水産部農林水産総合技術支援センター経営推進課

>>> 農地保全

中山間地域等直接支払制度(国補)

市町村

中山間地域において、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を集落等が締結し、協定にしたがって農業生産活動等を継続する場合に、一定の条件を満たす農用地面積に応じて交付金を交付します。

《ソフト事業要件》

対象地域	「特定農山村法」「山村振興法」「過疎法」「離島振興法」「棚田地域振興法」の指定地域等
対象者	集落等を単位とする協定に参加し、5 年間農業生産を継続する農業者等
事業実施期間	5 年間
補助対象	急傾斜地、緩傾斜地、小区画・不整形な田等
補助率	定額

多面的機能支払交付金(国補)

市町村

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

《ソフト・ハード事業要件》

対象地域 農地維持活動及び資源向上活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地

対象者 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

事業実施期間 5年間

《ソフト事業交付単価》※1

①農地維持支払 定額：3,000円/10a（田）、2,000円/10a（畑）、250円/10a（草地）
②資源向上支払（共同） 定額：2,400円/10a（田）、1,440円/10a（畑）、240円/10a（草地）

《ハード事業交付単価》※2

③資源向上支払（長寿命化） 定額：4,400円/10a（田）、2,000円/10a（畑）、400円/10a（草地）

※1 ①は必須活動項目。②は6年目以降実施する場合や③と同時に実施する場合は75%を乗じるとともに、取り組む内容に応じて別途加減措置がある。

※2 直営施工を行わない場合は交付額に5/6を乗じる。また、1集落でのみ実施する場合は上限200万円

最適土地利用総合対策事業(国補)

市町村

中山間地域における複数集落を対象に、地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放の利用を行う農地等を区分して実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成して、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備等を行う取組を支援します。

対象者 市町村、地域協議会等

事業実施期間 2年以上5年以内

《ソフト事業要件》

対象事業 話し合い、実証、計画策定 定額：上限1,000万円／年
農用地保全等推進員の設置 定額：上限250万円／年
粗放利用支援（※） 定額：上限10,000円／10a等
※営農定着のための支援として最大3年間

《ハード事業要件》

対象事業 農用地保全のための基盤整備等
定率：5.5／10以内（上限2,000万円／年）

鳥獣被害防止対策

鳥獣被害防止総合対策交付金(国補)

市町村

国事業名：鳥獣被害防止総合対策交付金

農作物等の鳥獣被害を軽減するために、捕獲活動に係る経費や鳥獣被害防止施設の整備を支援します。

《ソフト事業要件》

対象者 市町村協議会等

補助対象 有害捕獲の活動経費等

上限単価 200～9,000円／頭 ※獣種により異なる

補助率 定額

《ハード事業要件》

対象者 市町村協議会等、受益者3戸以上

補助対象 侵入防止柵等

上限単価（直営施行） 148～2,790円／m ※柵の種類により異なる

補助率 定額（直営施行）

鳥獣被害予防推進事業(県単)

市町村

農作物等の鳥獣被害を防ぐため、集落に出没するサルの追い払いを行うモンキードックの養成経費を支援します。

《ソフト事業要件》

対象者	市町村協議会
補助対象	モンキードックの養成（調教）経費
補助率	1 / 2
補助金額の上限	10万円／頭

うまいよジビエ！供給体制強化事業(国補)

県農業支援センター

国事業名：鳥獣被害防止総合対策交付金

捕獲した鳥獣を食肉等に利用するために必要な、ジビエ処理加工施設の整備や加工製造機器類の導入を支援します。

《ハード事業要件》

対象者	市町村協議会、協議会構成員、コンソーシアム等
補助対象	ジビエ処理加工施設機器、ジビエ加工製造施設機器
補助率	1 / 2 又は上限単価（24.8万円／m ² ）×施設等面積のいずれか低い額

環境保全

環境保全型農業支払事業(国補)

市町村

国事業名：環境保全型農業直接支払交付金

持続的な農業を実現するために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援します。

《ソフト事業要件》

対象者	農業者の組織する団体 一定の条件を満たす農業者（例：複数の農業者で構成される法人）
補助対象	化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
交付単価	有機農業（そば等雑穀、飼料作物以外）14,000円／10a カバークロップ5,000円／10aなど

みどりの食料システム戦略推進交付金(国補) みどりの食料システム戦略緊急対策交付金(国補)

県農業支援センター

有機農業をはじめとする、環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的取組の創出と環境づくりを支援します。

《事業要件》

対象者	農業者を含む協議会等
事業実施期間	原則1年以内等
補助対象	計画の策定、検討会の開催、技術の実証、マニュアルの作成等
補助率	定額、1 / 2 以内（機械リース・導入）

問い合わせ先一覧

各資金や制度等の詳しい内容につきましては、
農業支援センターや市町村、関係機関などにご相談ください。

県機関	所在地	電話番号（代表）
徳島農業支援センター 〔徳島市、小松島市、勝浦郡〕 〔名東郡、名西郡を管轄〕	徳島市新蔵町1丁目67 (徳島合同庁舎)	088-626-8771
鳴門藍住農業支援センター (鳴門市、板野郡を管轄)	板野郡藍住町東中富字舩傍示29	088-692-2515
阿南農業支援センター (阿南市、那賀郡を管轄)	阿南市富岡町あ王谷46 (南部総合県民局阿南庁舎)	0884-24-4182
美波農業支援センター (海部郡を管轄)	海部郡美波町奥河内字弁財天17-1 (南部総合県民局美波庁舎)	0884-74-7491
吉野川農業支援センター (吉野川市、阿波市を管轄)	吉野川市川島町宮島736-1 (吉野川合同庁舎)	0883-26-3971
美馬農業支援センター (美馬市、美馬郡を管轄)	美馬市脇町猪尻字建神社下南73 (西部総合県民局美馬庁舎)	0883-53-2309
三好農業支援センター (三好市、三好郡を管轄)	三好市池田町字マチ2415 (西部総合県民局三好庁舎)	0883-76-0691
農林水産政策課	徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2385
みどり戦略推進課	徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2409
経営推進課	徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2398
畜産振興課	徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2417
鳥獣対策・里山振興課	徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2451
農山漁村振興課	徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2486

関係機関	所在地	電話番号（代表）
株式会社日本政策金融公庫 徳島支店	徳島市中洲町1丁目58	088-656-6880
公益社団法人 徳島県畜産協会	徳島市北佐古1番町61-11	088-634-2680
公益社団法人 徳島県園芸振興資金協会	徳島市北佐古1番町5番12号 (JA会館5階)	088-634-2674
徳島県農業共済組合	徳島市山城西2丁目74	088-622-7731
徳島県農業信用基金協会	徳島市北佐古1番町5番12号 (JA会館7階)	088-634-2652
徳島県信用農業協同組合連合会	徳島市北佐古1番町5番12号 (JA会館2階)	088-634-2351
県内各農業協同組合	最寄りの農業協同組合にお尋ねください	
地域農業再生協議会	最寄りの市町村農政担当課に お尋ねください	

農業支援制度パンフレット

令和 7 年 3 月発行

発行元 徳島県農林水産部農林水産政策課
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
TEL : 088-621-2425
FAX : 088-621-2854
E-mail : nourinsuisanseisakuka@pref.tokushima.jp